

戸籍証明書等交付申請書(窓口専用)

※ 太枠内に記入してください。

※ 来庁される方によっては法令により請求できない証明書があります。

令和 6 年 6 月 1 日

窓口に 来られた方 (来庁者) ※ 本人確認できる証明 書をご提示ください。	(ふりがな) ひがしおおさか はなこ (氏名) 東大阪 花子	(生年月日) 大 昭 平・西暦 45 年 1 月 1 日
	(連絡先) 0 × 0 - × × × × - △ △ △ △ (日中連絡がつく番号)	(必要な方との関係)
	(住所) 東大阪市荒本北 1 丁目 1 番 1 号	本人・配偶者・子(孫) (祖)父母 代理人・その他 ※ 請求する証明書や来庁される方によって、委 任状又は請求理由が確認できる資料が必要です。

どなたの証明書が 必要ですか (記載が必要な方)	(本籍) 東大阪市 荒本北一丁目 5 0 番地 4	(筆頭者) 東大阪 太郎
	(ふりがな) ひがしおおさか たろう (氏名) □ 来庁者と同じ 東大阪 太郎	(生年月日) 明・大 昭 平・令・西暦 42 年 2 月 1 日

必要な証明書 ・ 必要通数	戸籍証明書(450円)	全部事項証明書(謄本) 1 通	個人事項証明書(抄本) 通
	除籍証明書(750円)	全部事項証明書(謄本) 通	個人事項証明書(抄本) 通
	改製原戸籍(750円)	謄本 通	抄本 通
	電子証明書提供用 識別符号等通知書	戸籍電子証明書(400円) 通	除籍電子証明書(700円) 通
	戸籍届書に係る証明書 (350円)	□ 受理証明書 【上質(1400円)】 □ 届書等情報内容証明書 □ 届書記載事項証明書 出生・死亡・婚姻・離婚・その他() 通 届出日(昭・平・令・西暦 年 月 日)	
	身分証明書 (1項目につき300円)	□ 後見登記、禁治産又は準禁治産の宣告の通知を受けていない 通 □ 破産宣告又は破産手続開始決定の通知を受けていない	
	独身証明書 (300円) 通	その他() 通	

請求の理由 (利用の目的・提出先)	☒ パスポート □ 資格取得 □ 相続 □ 年金 □ 保険 □ その他 ※ どのような理由でどこに提出する等、詳しくご記入ください。 ()
----------------------	--

証明書を 使用する方 (請求者)	(ふりがな) (氏名) ※ 法人等による請求の場合、法人名及び代表者名 □ 来庁者と同じ ☒ 必要な方と同じ	(生年月日)
	(住所) ☒ 来庁者と同じ	大・昭・平・西暦 年 月 日
必要な方との関係	☒ 本人 □ 配偶者 □ 父母(祖父母) □ 子(孫) □ その他()	

代理の方が窓口に来られる場合は委任状が必要となります。
配偶者、直系尊属もしくは直系卑属の方は委任状がなくても請求できます。

入 確 認	8業【資格・補助】: 弁・司・土・税・社・理・海・行 官公庁 : 手帳・職員証・その他 ()	限 確 認	資格証明書 社員証等 () ()	領収書番号	()

下記の本人確認書類のいずれかを窓口にご提示ください。(請求時点で有効なものに限ります)

(イ)			
☐ 自動車運転免許証	☐ マイナンバーカード(個人番号カード)	☐ 住民基本台帳カード(写真あり)	☐ パスポート
☐ 特別永住者証明書(写真あり)	☐ 在留カード(写真あり)	☐ 身体障害者手帳	☐ 療育手帳
☐ 精神障害者保健福祉手帳	☐ 船員手帳	☐ 海技免状	☐ 小型船舶操縦免許証
☐ 猟銃・空気銃所持許可証	☐ 宅地建物取引士証	☐ 電気工事士免状	☐ 無線従事者免許証
☐ 認定電気工事従事者認定証	☐ 特種電気工事資格者認定証	☐ 耐空検査員の証	☐ 航空従事者技能証明書
☐ 運航管理者技能検定合格証明書	☐ 教習資格認定証	☐ 合格証明書(警備業法第23条第4項)	☐ 動力車操縦者運転免許証
☐ 戦傷病者手帳	☐ 運転経歴証明書 (平成24年4月1日以降のものに限る)	☐ その他()	
※ 官公署等が発行した資格証明書等で顔写真が貼付されたもの			
(ロ)			(ハ)
☐ 国民健康保険被保険者証	☐ 各種健康保険被保険者証	☐ 介護保険被保険者証	☐ 社員証
☐ 船員保険被保険者証	☐ 共済組合員証	☐ 国民年金証書	☐ 学生証
☐ 厚生年金証書	☐ 船員保険年金証書	☐ 共済年金証書	☐ その他()
☐ 恩給証書	☐ 国民年金手帳	☐ 生活保護受給者証	
☐ 住民基本台帳カード(写真なし)	☐ 特別永住者証明書(写真なし)	☐ 在留カード(写真なし)	
☐ その他()	※ 法人が発行した資格証明書等で顔写真が貼付されたもの		

◎ (イ)を1点、もしくは(ロ)を2点、(ロ)と(ハ)を1点ずつ。(ハ)を2点は不可。

注意事項

1. 交付申請書の記載について
証明書に記載が必要な方の本籍・筆頭者・氏名を正確に記入してください。誤りがあれば交付できません。(戸籍届書に係る証明書については、本籍・筆頭者の記入は不要です。)
2. 請求の理由の記載について
① 権利の行使・義務の履行のために請求する場合
権利・義務の発生原因、内容とその権利行使または義務履行のために、戸籍の記載事項の確認を必要とする理由を詳細に記載してください。
② 国または地方公共団体の機関に提出する場合
戸籍謄本等を提出する国または地方公共団体名を記載してください。 また、その機関へ提出を必要とする理由も記載してください。
③ その他の理由で請求する場合
戸籍の記載事項の利用目的・方法と、その利用を必要とする理由を記載してください。
3. 資料の提供について
申請書に記載された内容から請求の理由が明らかでない場合には、資料の提供を求めることがあります。
4. 権限確認書類について
窓口に来られた方が、請求者の代理人または使者である場合には、代理権限または使者の権限を証明する書類が必要です。
5. 戸籍個人事項証明書について
戸籍に記載されている方全員ではなく、一部の方についてのみ証明が必要な場合には、その方の個人事項証明書をご利用ください。
6. 戸籍一部事項証明書について
戸籍に記載されている事項のうち、一部の事項について証明することで足りる場合には、戸籍一部事項証明書をご利用ください。(表面の必要な証明書のその他欄を使用してください。)
7. 罰則
偽りその他不正な手段により、戸籍証明書等の交付を受けた者は、刑罰(30万円以下の罰金)が科せられます。

※ プライバシーの侵害につながるような不当な請求には応じられません。
その他ご不明な点がありましたら、窓口でおたずねください。